

浜松市条例第12号

浜松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市職員の給与に関する条例（昭和31年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>9級</u>であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の3.32</u>(東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>100分の18.32</u>)を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>9級以上</u>であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に<u>100分の4</u>(東京事務所に勤務する職員にあっては、<u>100分の19</u>)を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 1月につき</p>

3万8,700円を超えない範囲内で、次に掲げる職員の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員

6万6,400円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円。ただし、規則で定める場合にあっては、規則で定める額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

4 通勤手当の支給は職員に新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が、同項の職員たる要件を欠くに至ることとなり、又は離職し、若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が、同項の職員たる要件を欠くに至ることとなり、又は離職し、若しくは死亡した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

5 通勤手当の支給を受けている職員にその月額を減額すべき事実が生じるに至った場合はその事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその月）、増額すべき事実が生じるに至った場合には、その届出の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその月）から改定する。

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額（その額が6万6,400円を超えるときは、6万6,400円。ただし、規則で定める場合にあっては、規則で定める額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 (略)

6・7 (略)

8 前各項に定めるもののほか通勤手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

(臨時的任用職員)

第25条 臨時的任用職員の給料は、当該職員の職責に応じ、常勤の一般職員の給料との権衡を考慮し、行政職給料表の職務の級の9級における最高号給の給料月額を超えない範囲内において、任命権者があらかじめ市長と協議して定める。

2・3 (略)

附 則

12 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.82を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

別表第3 (第3条関係)

行政職給料表等級別基準職務表

4・5 (略)

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

(臨時的任用職員)

第25条 臨時的任用職員の給料は、当該職員の職責に応じ、常勤の一般職員の給料との権衡を考慮し、行政職給料表の職務の級の10級における最高号給の給料月額を超えない範囲内において、任命権者があらかじめ市長と協議して定める。

2・3 (略)

附 則

12 当分の間、別表第1の規定の適用については、同表に定める給料月額及び基準給料月額(以下この項において「給料月額等」という。)は、当該給料月額等に、当該給料月額等に100分の1.14を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。この場合における附則第18項及び附則第20項の規定の適用については、これらの規定中「その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とあるのは、「その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額」とする。

別表第3 (第3条関係)

行政職給料表等級別基準職務表

職務 の級	職務の内容	職務 の級	職務の内容
(略)		(略)	
9級	(略)	9級	(略)
		10級	特に重要な業務を行う部長の職務

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額									
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100				

43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700	397,000			
87	266,500	306,100	356,100	397,400			
88	266,800	306,400	356,500	397,800			
89	267,100	306,700	356,700	398,100			
90	267,400	307,000	357,100	398,600			
91	267,700	307,300	357,500	399,000			
92	268,000	307,600	357,900	399,400			
93	268,300	307,800	358,100	399,700			
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				

	105	311,200	362,800							
	106	311,500	363,200							
	107	311,800	363,500							
	108	312,100	363,800							
	109	312,300	364,200							
	110	312,600								
	111	313,000								
	112	313,300								
	113	313,500								
	114	313,700								
	115	314,000								
	116	314,400								
	117	314,600								
	118	314,800								
	119	315,100								
	120	315,400								
	121	315,700								
	122	315,900								
	123	316,200								
	124	316,500								
	125	316,800								
定年前 再任用 短時間 勤務 職員	基準給料 月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 浜松市職員の旅費に関する条例（昭和35年浜松市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（航空賃及び車賃）</p> <p>第29条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>（1）運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>9級以下</u>の職務にある者については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</p>	<p>（航空賃及び車賃）</p> <p>第29条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</p> <p>（1）運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</p> <p>ア （略）</p> <p>イ <u>10級以下</u>の職務にある者については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</p>

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路
による旅行の場合には、次に規定する運
賃

ア (略)

イ 9級以下の職務にある者については、
下級の運賃

(3)・(4) (略)

2 (略)

別表第1 (第16条・第17条関係)

区分	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜 につき)
(略)		
<u>9級以下</u> の職務にあ る者	(略)	

備考 (略)

別表第4 (第33条関係)

区分	死亡手当
(略)	
<u>9級の職務</u> にある者	(略)
(略)	

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路
による旅行の場合には、次に規定する運
賃

ア (略)

イ 10級以下の職務にある者について
は、下級の運賃

(3)・(4) (略)

2 (略)

別表第1 (第16条・第17条関係)

区分	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜 につき)
(略)		
<u>10級以下</u> の職務に ある者	(略)	

備考 (略)

別表第4 (第33条関係)

区分	死亡手当
(略)	
<u>10級又は9級の職務</u> にある者	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

3 浜松市職員退職手当支給条例 (昭和38年浜松市条例第2号) の一部を次のように改
正する。

改正前	改正後
(退職手当の調整額) 第7条の3 退職した者に対する退職手当の 調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の 2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以 下同じ。) の初日の属する月からその者の基 礎在職期間の末日の属する月までの各月 (法 第28条の規定による休職 (公務上の傷病に よる休職、通勤による傷病による休職及び職 員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第 124号) に規定する地方住宅供給公社、地 方道路公社法 (昭和45年法律第82号) に	(退職手当の調整額) 第7条の3 退職した者に対する退職手当の 調整額は、その者の基礎在職期間 (第5条の 2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以 下同じ。) の初日の属する月からその者の基 礎在職期間の末日の属する月までの各月 (法 第28条の規定による休職 (公務上の傷病に よる休職、通勤による傷病による休職及び職 員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第 124号) に規定する地方住宅供給公社、地 方道路公社法 (昭和45年法律第82号) に

規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準じる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするを定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準じる理由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第9条第4項において「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 7万400円

(1) 第1号区分 6万5,000円

(2) 第2号区分 5万9,550円

(3) 第3号区分 5万4,150円

(4) 第4号区分 4万3,350円

(5) 第5号区分 3万2,500円

(6) 第6号区分 2万7,100円

(7) 第7号区分 2万1,700円

(8) 第8号区分 零

2～5 (略)

(2) 第2号区分 6万5,000円

(3) 第3号区分 5万9,550円

(4) 第4号区分 5万4,150円

(5) 第5号区分 4万3,350円

(6) 第6号区分 3万2,500円

(7) 第7号区分 2万7,100円

(8) 第8号区分 2万1,700円

(9) 第9号区分 零

2～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(あらし)

この条例は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、地域手当、給料の特例措置の率及び通勤手当を改定するとともに、特に重要な業務を行う部長の職を定めるほか、所要の整備を行うものです。